

幼児教育・保育施設を利用される保護者の皆様

都 城 市 長 池 田 宜 永
(公 印 省 略)

「都城・北諸県圏域」が「感染急増圏域（赤圏域）」に指定されたことに伴う
幼児教育・保育施設の登園自粛について（お願い）

日頃より本市の幼児教育・保育行政に御協力いただき、ありがとうございます。

さて、宮崎県が6月20日に都城・北諸県圏域を「感染警戒圏域（オレンジ圏域）」への引下げを行ったことに伴い、登園自粛要請を終了したところでしたが、ここ数日間で市内新規感染者数が増加の一途を辿っています。そこで県は本日付（7月6日）で、再度、都城・北諸県圏域を「感染急増圏域（赤圏域）」に引上げることを決定しました。

幼児教育・保育施設における感染拡大のリスクを回避するため、家庭で保育することが可能な方（お仕事がお休みの場合等）には登園自粛をお願いすることといたしました。

保護者の皆様には、再度の登園自粛のお願いになり御心配と御迷惑をおかけすることになりますが、感染拡大防止の観点から下記の取扱いに御留意いただき御協力をお願いいたします。

記

1. 期 間 令和4年7月6日（水）から感染急増圏域（赤圏域）指定の解除日まで
2. 保育料の 7/6 から感染急増圏域（赤圏域）指定の解除日まで（休みの日数に応じて減免対象）
取り扱い ※給食費については、各園の判断により対応することになります。
3. 感染拡大防止のお願い
 - (1) 園児や同居家族がコロナに感染したり、濃厚接触者になった場合には速やかに御利用されている幼児教育・保育施設に御連絡してください。
 - (2) 換気、手洗い・手指消毒、3密回避など、基本的な感染防止対策を徹底してください。
 - (3) 37.5度以上の発熱や咳等の呼吸器症状（喘息またはアレルギー等の医師の診断がある場合を除く）がある場合、また、家庭内感染が多く見受けられるため保護者及び同居家族に発熱等の症状が見られた場合や濃厚接触者となった場合には、園児の利用を控えてください。

(文書取扱) 福祉部 保育課
保育担当 23-4894